

次期大阪市障がい者支援計画・ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 の策定について

福祉局 障がい者施策部

1 次期計画の位置づけ

- 現行計画が2023（令和5）年度に終了するため、次期計画を策定する必要があります。
- 本市では、障がい者施策を総合的に推進する観点から、次の3つの計画を一体的に策定しています。

計画の名称	根拠法令	概要
障がい者支援計画	障害者基本法	● 障がい者施策の基本的な方向性を示すもの ● 中長期の計画として、障がい福祉計画等の終期を勘案し、計画期間は6年間 ⇒2024（令和6）年度～2029（令和11）年度
第7期 障がい福祉計画	障害者総合支援法	● 障がい福祉サービス等について、国の基本指針に基づき成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込量等を定めるもの ● 国の基本指針に基づき、計画期間は3年間 ⇒2024（令和6）年度～2026（令和8）年度
第3期 障がい児福祉計画	児童福祉法	● 障がい児通所支援等について、国の基本指針に基づき成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込量等を定めるもの ● 国の基本指針に基づき、計画期間は3年間 ⇒2024（令和6）年度～2026（令和8）年度

2 次期計画策定のスケジュール

時期		会議等	検討内容等
2023 (令和5) 年	5月1日	第1回ワーキング	全体構成 第1部 総論
	5月23日	第2回ワーキング	第2部 第1章 共に支えあって暮らすために 第2部 第2章 地域での暮らしを支えるために
	6月13日	第3回ワーキング	第2部 第3章 地域生活への移行のために 第2部 第4章 地域で学び・働くために
	7月6日	第4回ワーキング	第2部 第5章 住みよい環境づくりのために 第2部 第6章 地域で安心して暮らすために
	8月1日	第5回ワーキング	第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画
	8月23日	第6回ワーキング	全体とりまとめ
	9月	各専門部会	次期計画（素案）の確認
	10月下旬	推進協議会	次期計画（素案）の審議
	12月～ 翌年1月頃	パブリック・コメントの実施	
2024 (令和6) 年	2月頃	各専門部会	パブリック・コメント結果報告 次期計画（案）の確認
	3月頃	推進協議会	パブリック・コメント結果報告 次期計画（案）の審議
	3月末	次期計画の公表	

3 次期計画策定で考慮すべきこと

Point

法改正などの状況の変化を次期計画に盛り込みます。

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布・施行
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の公布・施行
- 改正障害者差別解消法の公布・施行
- 改正障害者総合支援法の公布・施行
- 改正精神保健福祉法の公布・施行 等

※主な法改正等を記載しています。

Point

国の基本指針の見直しを踏まえ、次期計画の成果目標を設定します。

＜成果目標＞

- 1 施設入所者の地域生活への移行（継続）
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）
- 3 福祉施設からの一般就労への移行等（拡充）
- 4 地域生活支援の充実（拡充）
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等（拡充）
- 6 相談支援体制の充実・強化等（拡充）
- 7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築（継続）

※成果目標とは、国の基本指針に基づき、国全体で達成すべき目標として設定するものです。

Point

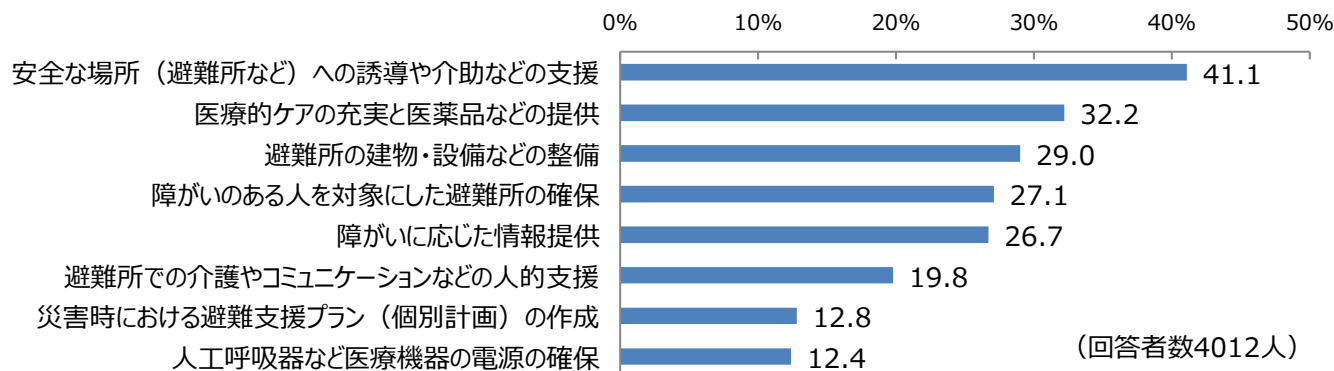
2022（令和4）年度に実施した大阪市障がい者等基礎調査の結果を踏まえ、次期計画を策定します。

その他、災害や感染症対策への取組等、各会議での議論結果を盛り込みます。

4 障がい者等基礎調査の結果（主なもの）①

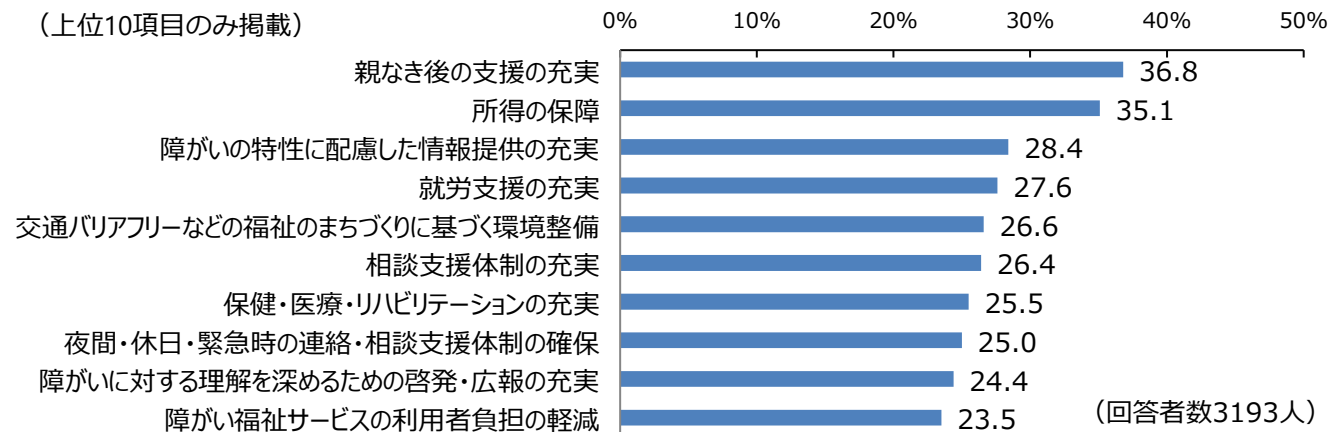
- 次期計画策定の基礎資料とするため、2022（令和4）年度に障がい者等基礎調査を実施しました。

災害時に必要と思うこと【複数回答】（障がい者本人調査票）



「安全な場所（避難所など）への誘導や介助などの支援」が最も多く、要支援者の避難支援の取組の促進が求められている。また、「医療的ケアの充実と医薬品などの提供」が続いており、医療的ニーズへの対応が求められている。

障がい者施策全般に望むこと【複数回答】（障がい者家族調査票）

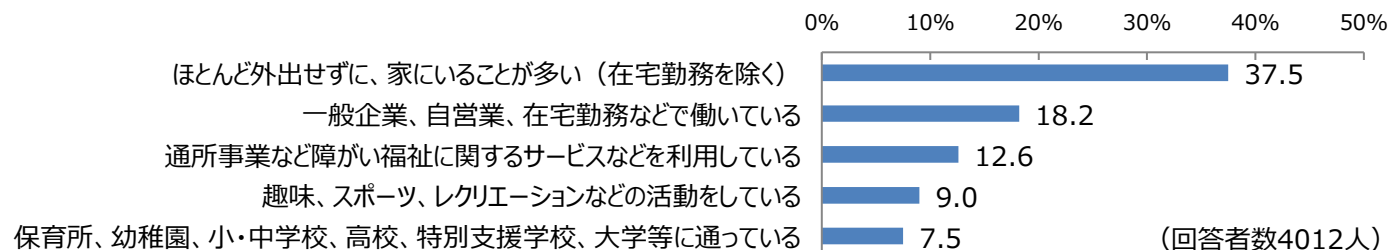


家族への調査では、「親なき後の支援の充実」「障がい特性に配慮した情報提供の充実」との回答が多く、将来を見据えて適切な福祉サービスにつなげていくことが求められている。

4 障がい者等基礎調査の結果（主なもの）②

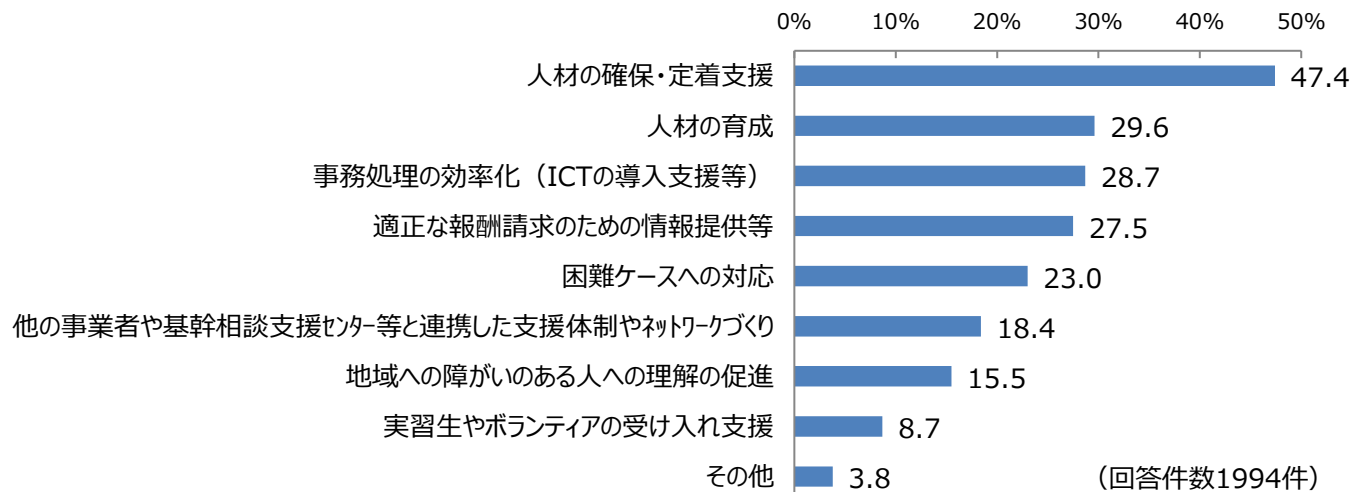
日中の主な活動【複数回答】（障がい者本人用調査票）

（上位5項目のみ掲載）



「ほとんど外出せずに、家にいることが多い」との回答が最も多く、「趣味、スポーツ、レクリエーションなどの活動をしている」との回答は9.0%であり、引き続き社会参加の促進に取り組む必要がある。

提供しているサービスの課題に対して行政の支援を望む内容【複数回答】（サービス事業者調査票）



「人材の確保・定着支援」がもっとも多く、次いで「人材の育成」となっており、サービス提供事業者において人材の確保・育成が大きな課題であり、行政による支援が望まれている。

5 次期計画（総論）の概要

- 障害者基本法の基本理念にのっとり、これまでの取組や障害者差別解消法等の趣旨を踏まえ、3つの基本方針を引き継ぎます。
- また、6つの計画推進の基本的な方策に沿って施策を推進していきます。

障害者基本法の基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす。

基本方針

- (1) 個人としての尊重 (2) 社会参加の機会の確保 (3) 地域での自立生活の推進

計画推進の基本的な方策

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 差別解消及び権利擁護の取組の推進 | 4 多様なニーズに対応した支援 |
| 2 生活支援のための地域づくり | 5 支援の担い手の確保と資質の向上 |
| 3 ライフステージに沿った支援 | 6 調査研究の推進 |

➡➡ 6 障がい者支援計画の概要①

- 障がい者支援計画は6つの章で構成し、福祉施策だけではなく保育・教育・就労・医療など障がい者施策に関わる様々な分野の基本的な方向性を示します。

第1章 共に支えあって暮らすために

- 1 啓発・理解促進
- 2 情報・コミュニケーション

第2章 地域での暮らしを支えるために

- 1 権利擁護・相談支援
- 2 生活支援
- 3 スポーツ・文化活動等

第3章 地域生活への移行のために

- 1 入所施設からの地域移行
- 2 精神科病院からの地域移行

第4章 地域で学び・働くために

- 1 保育・教育
- 2 就業

第5章 住みよい環境づくりのために

- 1 生活環境
- 2 安全・安心

第6章 地域で安心して暮らすために

- 1 保健・医療

6 障がい者支援計画の概要②

第1章 共に支えあって暮らすために

1 啓発・理解促進

- 「障害者差別解消法」改正により事業者すべてに合理的配慮の提供が義務化されることを受け、事業者に対する周知・啓発を強化します。
- 学校教育においては、こどもの頃から多様な障がいのある人に対する理解を深められるよう学習機会の充実を図ります。
- 職員への研修等を通じて、正しい障がい理解や合理的配慮に基づき施策を進めることができるよう取り組みます。

2 情報・コミュニケーション

- 利用できる施策の情報や地域生活に必要な情報を、障がいの状況に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供します。
- 手話や点字をはじめさまざまな意思疎通にかかる支援を通じて、情報アクセシビリティの向上に取り組みます。
- 障がいのある人の情報通信機器の利用を促進するため、使用方法を学ぶ機会の確保に努める等、情報バリアフリーを推進します。

第2章 地域での暮らしを支えるために

1 権利擁護・相談支援

- 各区障がい者基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置する等、地域の人材育成や支援体制づくりに取り組みます。
- 精神科病院における虐待について、通報にもとづく立入検査や改善指導等を行うほか、病院職員への啓発等を通じて未然防止を図ります。

2 生活支援

- 障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」に備え、市域の事業者同士が連携して地域生活を面的に支援する体制の整備を進めます。
- 障がいのあるこどもへの支援については、保護者やきょうだい等の家族への支援を含めて取組を進めます。

3 スポーツ・文化活動等

- 人間関係を広め、社会参加の機会となるよう、ライフスタイルに適したレクリエーションの普及・多様化するスポーツ活動の支援を行います。
- 「新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）」が、障がい者スポーツ振興の中核的な拠点施設として機能強化できるよう整備を進めます。

※主な取組を記載しています。下線部は、新たに盛り込む内容です。

6 障がい者支援計画の概要③

第3章 地域生活への移行のために

1 入所施設からの地域移行

- 地域移行への不安やこれまでの負担感に配慮し、家族の気持ちにも寄り添った支援を行う仕組みづくりに取り組みます。
- 重度の障がいのある人の受入れに必要なグループホームの整備助成や入居前後支援、専門分野別の研修に組み込み、支援体制の充実を図ります。
- 入所施設が蓄積してきた専門性等を踏まえ、地域生活を支える存在として今後担う役割や機能について、入所施設とともに検討を進めます。

2 精神科病院からの地域移行

- 入院者訪問支援事業において、入院者の病院外の者との面会交流の機会を確保し、入院者が自らの力を発揮できるよう支援します。
- 市外の病院に入院している人が多い現状を踏まえ、こころの健康センターが中心となり、病院や大阪府と連携しながら地域移行を推進します。
- 精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議を行い、施策の検討を進めます。

第4章 地域で学び・働くために

1 保育・教育

- 乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点で支援ができるよう、教育・保育施設が保護者と支援内容等を共有するなど家庭と連携して支援を進めます。
- 学校教育においては、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、共に学ぶインクルーシブ教育システムの充実を図ります。

2 就業

- 障がいのある人が働き、地域で自立して暮らせるよう、障がい者就業・生活支援センターが地域の社会資源と連携し、就業支援の質の向上に努めます。
- 利用者の希望や能力を踏まえた就労支援を徹底するよう、サービス提供事業者に必要な指導を行い、支援内容の適正化と就労の質の向上を図ります。

※主な取組を記載しています。下線部は、新たに盛り込む内容です。

➡➡ 6 障がい者支援計画の概要④

第5章 住みよい環境づくりのために

1 生活環境

- すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、市民利用施設の整備、鉄道駅舎等の移動円滑化等に努めます。
- 障がいのある人が円滑に賃貸住宅へ入居できるよう、必要な情報の提供や物件探し等の支援に取り組みます。

2 安全・安心

- 個別避難計画の作成を通じて、支援を要する障がいのある人の状況等を日常的に把握し、災害時に備えます。
- 感染症発生時等の非常時も福祉サービスを利用できるよう、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。

第6章 地域で安心して暮らすために

1 保健・医療

- 医療機関や支援団体と連携しながら、障がいのある人が身近な地域で適切な医療を受けられる仕組みづくりに取り組みます。
- 医療的ケアを必要とする障がいのあるこどもが地域において必要な支援を受けられるよう、各関係機関で協議を行い必要な施策の実現に向けて検討します。
- ひきこもり等の課題に対応するため、相談体制の充実とともに、日常生活圏の拡大や仲間づくりに向けた支援を行います。
- 依存症に対する理解を深められるよう普及啓発に努めるとともに、相談窓口を設置し、依存症者やその家族、支援者等に対する専門相談の充実を図ります。

※主な取組を記載しています。下線部は、新たに盛り込む内容です。

7 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要①

- 国の基本指針等に基づき、成果目標とサービス見込量を設定します。

成果目標（2026（令和8）年度末の目標）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 令和8年度末までの地域移行者数	76人	・ 国の基本指針に基づき、2022（令和4）年度末の施設入所者数（1,261人）の6%（76人）を設定。
② 令和8年度末時点の施設入所者数	1,197人	・ 国の基本指針に基づき、2022（令和4）年度末の施設入所者数（1,261人）の5%（64人）を削減。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数（令和8年度）	1年平均 325.3日以上	・ 国の基本指針に基づき目標数値を設定。
② 精神病床における1年以上の長期入院者数（令和8年度）	1,559人	・ 大阪府の基本的な考え方に基づき、減少率を年平均2%とし、2022（令和4）年の長期入院者数（1,690人）から131人を減少。
③ 精神病床における早期退院率（令和8年度）	・ 入院後3か月時点 68.9%以上 ・ 入院後6か月時点 84.5%以上 ・ 入院後1年時点 91.0%以上	・ 国の基本指針に基づき目標数値を設定。
④ 地域移行支援による地域移行者数	60人	・ 第6期計画と同様に各年度20人、3年間で60人を地域移行。 ※ 大阪市独自の目標設定

7 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要②

3 地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等による支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討 年1回以上実施

- ・ 国の基本指針に基づき目標設定。市地域自立支援協議会等において検証及び検討を行い、地域生活支援拠点等の機能充実に努める。

新

② 強度行動障がいのある人の実情や求める支援サービス等に関する調査及び大阪府強度行動障がい地域連携モデルを参考とした取組を実施

- ・ 強度行動障がいのある人の支援体制の整備を進めるにあたっては、広域的な支援体制も必要であるため、大阪府の基本的な考え方に基づき目標設定。

4 福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援事業等（就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を含む）を通じた一般就労への移行者数（令和8年度） 1,140人

- ・ 2021（令和3）年度の移行実績（811人）の1.28倍（1,039人）に、就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を通じた就労者数の直近実績（101人）を加えた1,140人を目標数値に設定。

② 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数（令和8年度） 717人

- ・ 国の基本指針に基づき、2021（令和3）年度移行実績の1.31倍（717人）を目標数値に設定。

③ 就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数（令和8年度） 221人

- ・ 国の基本指針に基づき、2021（令和3）年度移行実績の1.29倍（209人）に、2023（令和5）年度の未達成者見込を加えて目標数値を設定。

④ 就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数（令和8年度） 118人

- ・ 国の基本指針に基づき、2021（令和3）年度移行実績の1.28倍（118人）を目標数値に設定。

⑤ （略）

新

⑥ 就労定着支援事業の利用者数（令和8年度） 505人

- ・ 国の基本指針に基づき、2021（令和3）年度末実績の1.41倍（505人）を目標数値に設定。

7 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要③

5 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置 11か所
障がいのある児童の地域社会への参加・包容
(インクルージョン)を推進する体制の構築

- ・ 国の基本指針に定める実施体制は確保されている。
- ・ 児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築に努める。

② 主に重症心身障がい児を支援する
児童発達支援事業所 40か所
放課後等デイサービス事業所 45か所

- ・ 国の基本指針に定める実施体制は確保されている。
- ・ それぞれの障がい特性に配慮した適切な療育支援が行われるよう、引き続き支援体制の確保に努める。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の定期的開催
医療的ケア児等コーディネーターの配置数 199人

- ・ 国の基本指針に定める実施体制は確保されている。
- ・ 協議の場を定期的に開催して継続的に施策検討を行うとともに、支援機関に従事する職員をコーディネーターとして養成していく。

④ 障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるように、「障がい児移行支援調整会議」において移行調整

- ・ 国の基本指針に定める実施体制は確保されている。
- ・ 障がい児入所施設等の関係者と連携し、移行困難ケースを早期に把握したうえで円滑な移行調整を進める。

6 相談支援体制の充実・強化等

① 各区の障がい者基幹相談支援センターにおいて、区保健福祉センター等と連携しながら地域づくりを進め、地域の相談支援体制を強化

- ・ 国の基本指針に基づき目標設定。各区の障がい者基幹相談支援センターに、主として地域づくり・人材育成を担う職員を配置する等、引き続き相談支援体制の充実・強化に取り組む。

② 地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善

- ・ 国の基本指針に基づき目標設定。

7 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要④

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 報酬請求にかかるエラーの多い項目等について注意喚起

② 「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、大阪府等と不正請求等の防止策やサービス事業者等への指導に関する課題等について協議

- ・ 大阪府の基本的な考え方に基づき目標設定。
- ・ 報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことにより利用者への直接支援等の充実を図るとともに、運営基準等の遵守を徹底することにより、事業所等のサービス等の質を向上に取り組む。

サービス見込量

これまでのサービス利用実績等を踏まえ、今後3年間のサービス見込量を設定します。

○ 主な障がい福祉サービスの見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	月あたり利用者数	20,829 人	22,019 人	23,291 人
	月あたり利用時間	676,679 時間	685,734 時間	706,725 時間
通所系サービス	月あたり利用者数	27,573 人	30,953 人	34,915 人
	月あたり利用日数	480,166 日	530,018 日	605,773 日
居住系サービス	グループホーム	4,907 人	5,496 人	6,156 人
	施設入所支援	1,229 人	1,213 人	1,197 人

8 ワーキング会議での議論（主なもの）①

第1部 総論

委員意見	該当ページ	計画文案への反映
【第2章 計画の基本的な考え方】 取組の実施に係る当事者の意見の反映には、意思決定支援の観点も必要。	11ページ	当事者の意見を確認することが困難な場合には、適切な意思決定支援を行いながら取り組めます。
【第3章 計画推進の基本的な方策】 コロナ禍において、障がいのある人には情報が届きにくく、非常時の影響をより大きく受けた。議論の場面に障がいのある人の参加を促していくことが重要。	14ページ	非常時の対応に関しては、障がいのある人の意見を十分に反映させながら、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。

第2部 障がい者支援計画

委員意見	該当ページ	計画文案への反映
計画策定においては、施策の具体的な取組につながるよう、要点を押さえたメリハリのある議論ができるようにすべき。	22ページ ほか	（各項目の「施策の方向性」の冒頭に、その項目における全体的な考え方や方向性を記載）
【第1章 共に支えあって暮らすために】 職員を対象とした研修を通じ、政策決定の段階において合理的配慮が行われるよう取り組む必要あり。	23ページ	全職員を対象とした研修を実施し、それぞれの部局において合理的配慮に基づいた施策を進めることができるよう取り組めます。

8 ワーキング会議での議論（主なもの）②

第2部 障がい者支援計画

委員意見	該当ページ	計画文案への反映
【第2章 地域での暮らしを支えるために】 支援の質の向上や適正化に関して、就労継続支援A型事業に焦点が当てられてきたが、現在は就労系サービス全般の課題である。	53ページ	利用者の希望を踏まえた事業運営が行われるよう、就労系のサービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組みます。
【第2章 地域での暮らしを支えるために】 就労支援のアセスメントに関して、新たに創設される「就労選択支援事業」についても記載すべき。	53ページ	就労選択支援事業について、就労アセスメントの手法を活用し、本人の適切なサービス利用につながるよう、円滑な事業実施に努めます。
【第3章 地域生活への移行のために】 大阪府から、障がい者支援施設に求められる3つの機能（集中支援機能・生活支援機能・緊急時生活支援機能）が示されており、その内容を記載すべき。	73ページ	《考え方》 示された機能は、それぞれ重要なものであるが、施設と共同して検討を進めることが大切であるため、そこに重点をおいた記載とする。 障がい者支援施設が、障がいのある人の地域生活を支える存在として担っていく機能等について、施設とともに検討を進めます。
【第4章 地域で学び・働くために】 特別支援学校に就学した場合でも地域の学校との関係が断たれないようにする取組を具体的に記載すべき。	88ページ	「居住地校交流」等を活用して、特別支援学校と地域の学校とが、相互の理解を深められるよう取り組みます。

8 ワーキング会議での議論（主なもの）③

第2部 障がい者支援計画

委員意見	該当ページ	計画文案への反映
【第5章 住みよい環境づくりのために】 住宅確保要配慮者への支援に関して、大阪市における住宅部局と福祉部局の具体的な連携の取組を記載すべき。	114ページ	「大阪市住宅セーフティネット連絡会議」における情報共有などを通じて、障がいのある人の居住支援の推進に努めます。
【第5章 住みよい環境づくりのために】 個別避難計画の作成状況について、区によってばらつきがあるため、具体的な取組内容を記載すべき。	120ページ	地域の理解や福祉専門職の参画を得るなど各区の実情に応じた取組を進めるとともに、要支援者情報の連携手法の整備や取組状況の共有など、福祉と防災の部局が連携して取組を行います。

第3部 障がい福祉計画

委員意見	該当ページ	計画文案への反映
【第2章 成果目標】 「福祉施設の入所者の地域生活への移行」 現行計画期間の地域移行実績は約11%（見込）。次期計画においては、国の示す目標数値（5%）ではなく、直近実績から目標数値を設定すべき。また、取組を進めるにあたっての考え方を記載すべき。	137ページ	《考え方》 直近の地域移行実績には、入所時点から在宅復帰を目的としている人が多く含まれるため、成果目標については、国の目標数値に基づいて設定することとし、次のとおり取組の考え方を記載。 日中活動として生活介護を利用している人など、入所が長期になる傾向にある人に着目して地域移行の推進に取り組みます。